

諮問日：令和3年11月5日（諮問第128号）
答申日：令和5年12月20日（答申第125号）
事件名：生活保護変更決定についての審査請求事件

答 申 書

第1 審査会の結論

〇〇〇〇市福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して令和3年5月18日付けで行った生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第25条第2項の規定に基づく生活保護変更決定処分（以下「本件処分」という。）について取消しを求める審査請求は、棄却すべきである。

第2 事案の概要

- 1 平成21年9月17日、処分庁は、審査請求人に対する保護を開始した（甲第3号証ならびに乙第2号証、乙第3号証および乙第7号証）。
- 2 令和3年5月12日、審査請求人は、処分庁を訪れ、審査請求人の母が同年4月21日から入院しており、同人の状態はかなり悪く、今後退院はできない旨報告した（乙第1号証）。
- 3 令和3年5月18日、処分庁は、審査請求人に対し、保護の変更の時期を同年5月1日として、

「〇〇〇〇の入院による（4月21日～〇〇〇〇病院）。

◆過支給額が16,930円となりますが、その取り扱いは次のとおりです。

令和3年6月分に5,730円収入充当します。

令和3年7月分に5,600円収入充当します。

令和3年8月分に5,600円収入充当します。 」

との理由を付して、6月分以降支給額を77,558円とする生活保護法第25条第2項に基づく保護の変更決定（通知書番号：〇〇〇〇第〇〇〇〇号。以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した（甲第1号証ならびに乙第2号証および乙第3号証）。

- 4 令和3年5月28日、審査請求人は、滋賀県知事に対し、本件処分の取消しを求める審査請求をした。

第3 関係する法令等の規定

- 1 日本国憲法（昭和21年憲法）
第25条

- 1 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。
- 2 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

2 生活保護法

(1) 第1条（この法律の目的）

この法律は、日本国憲法第二十五条に規定する理念に基き、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。

(2) 第3条（最低生活）

この法律により保障される最低限度の生活は、健康で文化的な生活水準を維持することができるものでなければならない。

(3) 第4条（保護の補足性）

- 1 保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。
- 2 民法(明治二十九年法律第八十九号)に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、すべてこの法律による保護に優先して行われるものとする。
- 3 前二項の規定は、急迫した事由がある場合に、必要な保護を行うことを妨げるものではない。

(4) 第8条（基準及び程度原則）

- 1 保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。
- 2 前項の基準は、要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであつて、且つ、これをこえないものでなければならない。

(5) 第9条（必要即応原則）

保護は、要保護者の年齢別、性別、健康状態等その個人又は世帯の実際の必要の相違を考慮して、有効且つ適切に行うものとする。

(6) 第24条（申請による保護の開始及び変更）

1 保護の開始を申請する者は、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を保護の実施機関に提出しなければならない。ただし、当該申請書を作成することができない特別の事情があるときは、この限りでない。

- 一 要保護者の氏名及び住所又は居所
- 二 申請者が要保護者と異なるときは、申請者の氏名及び住所又は居所並びに要保護者との関係
- 三 保護を受けようとする理由

- 四 要保護者の資産及び収入の状況(生業若しくは就労又は求職活動の状況、扶養義務者の扶養の状況及び他の法律に定める扶助の状況を含む。以下同じ。)
- 五 その他要保護者の保護の要否、種類、程度及び方法を決定するために必要な事項として厚生労働省令で定める事項
- 2 前項の申請書には、要保護者の保護の要否、種類、程度及び方法を決定するために必要な書類として厚生労働省令で定める書類を添付しなければならない。ただし、当該書類を添付することができない特別の事情があるときは、この限りでない。
 - 3 保護の実施機関は、保護の開始の申請があつたときは、保護の要否、種類、程度及び方法を決定し、申請者に対して書面をもつて、これを通知しなければならない。
 - 4 前項の書面には、決定の理由を付さなければならない。
 - 5 第三項の通知は、申請のあつた日から十四日以内にしなければならない。ただし、扶養義務者の資産及び収入の状況の調査に日時を要する場合その他特別な理由がある場合には、これを三十日まで延ばすことができる。
 - 6 保護の実施機関は、前項ただし書の規定により同項本文に規定する期間内に第三項の通知をしなかつたときは、同項の書面にその理由を明示しなければならない。
 - 7 保護の申請をしてから三十日以内に第三項の通知がないときは、申請者は、保護の実施機関が申請を却下したものとみなすことができる。
 - 8 保護の実施機関は、知れたる扶養義務者が民法の規定による扶養義務を履行していないと認められる場合において、保護の開始の決定をしようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、当該扶養義務者に対して書面をもつて厚生労働省令で定める事項を通知しなければならない。ただし、あらかじめ通知することが適当でない場合として厚生労働省令で定める場合は、この限りでない。
 - 9 第一項から第七項までの規定は、第七条に規定する者からの保護の変更の申請について準用する。
 - 10 保護の開始又は変更の申請は、町村長を経由してすることもできる。町村長は、申請を受け取つたときは、五日以内に、その申請に、要保護者に対する扶養義務者の有無、資産及び収入の状況その他保護に関する決定をするについて参考となるべき事項を記載した書面を添えて、これを保護の実施機関に送付しなければならない。
- (7) 第 25 条 (職権による保護の開始及び変更)
- 2 保護の実施機関は、常に、被保護者の生活状態を調査し、保護の変更を必要とするとき、速やかに、職権をもつてその決定を行い、書面をもつて、これ

を被保護者に通知しなければならない。前条第四項の規定は、この場合に準用する。

(8) 第 29 条の 2 (行政手続法の適用除外)

この章の規定による処分については、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第三章（第十二条及び第十四条を除く。）の規定は、適用しない。

(9) 第 56 条 (不利益変更の禁止)

被保護者は、正当な理由がなければ、既に決定された保護を、不利益に変更されることがない。

3 生活保護法による保護の基準（昭和 38 年厚生省告示第 158 号。以下「保護の基準」という。）

(1) 本文

一 生活扶助、教育扶助、住宅扶助、医療扶助、介護扶助、出産扶助、生業扶助及び葬祭扶助の基準はそれぞれ別表第 1 から別表第 8 までに定めるところによる。

二 要保護者に特別の事由があつて、前項の基準によりがたいときは、厚生労働大臣が特別の基準を定める。

三 別表第 1、別表第 3、別表第 6 及び別表第 8 の基準額に係る地域の区分は、別表第 9 に定めるところによる。

市町村の廃置分合、境界変更又は市町村相互間の変更により、当該市町村の地域の級地区分に変更を生ずるときは、厚生労働大臣が別に定める。

(2) 別表第 1 生活扶助基準

第 1 章 基準生活費

1 居宅

(1) 基準生活費の額（月額）

ア 1 級地

(イ) 1 級地— 2

第 1 類

年齢別	基準額①	基準額②
41 歳～59 歳	38,050	46,030
75 歳以上	32,470	39,730

第 2 類

基準額及び加算額	世帯人員別	
	1 人	2 人
基準額①	43,280 円	47,910 円
基準額②	27,690 円	40,660 円

(2) 基準生活費の算定

ア 基準生活費は、世帯を単位として算定するものとし、その額は、次の算式により算定した額とし、その額に10円未満の端数が生じたときは、当該端数を10円に切り上げるものとする。

また、12月の基準生活費の額は、次の算式により算定した額に以下の期末一時扶助費の表に定める額を加えた額とする。

算式

$$A + B + C$$

算式の符号

A 第1類の表に定める世帯員の年齢別の基準額②を世帯員ごとに合算した額に次の通減率の表中率②の項に掲げる世帯人員の数に応じた率を乗じて得た額及び第2類の表に定める基準額②の合計額（ただし、当該合計額が、第1類の表に定める世帯員の年齢別の基準額①を世帯員ごとに合算した額に次の通減率の表中率①の項に掲げる世帯人員の数に応じた率を乗じて得た額及び第2類の表に定める基準額①の合計額（以下「合計額①」という。）に0.855を乗じて得た額より少ない場合は、合計額①に0.855を乗じて得た額とする。）

B 次の経過的加算額（月額）の表に定める世帯人員の数に応じた世帯員の年齢別の加算額を世帯員ごとに合算した額

C 第2類の表に定める地区別冬季加算額

通減率

第1類の表に定める世帯員の年齢別の基準額を世帯員ごとに合算した額に乘じる率	世帯人員別	
	1人	
率①	1.0000	
率②	1.0000	

経過的加算額（月額）

(ア) 1級地

1級地—2

年齢別	世帯人員別	
	1人	2人
	円	円
41歳～59歳	210	0
75歳以上	1,400	0

2 障害者加算

(1) 加算額（月額）

		(2)のアに該当する者	(2)のイに該当する者
在宅者	1級地	26,810円	17,870円

(2) 障害者加算は、次に掲げる者について行う。

ア 身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号の身体障害者障害程度等級表(以下「障害等級表」という。)の1級若しくは2級又は国民年金法施行令(昭和34年政令第184号)別表に定める1級のいずれかに該当する障害のある者(症状が固定している者及び症状が固定してはいないが障害の原因となつた傷病について初めて医師又は歯科医師の診療を受けた後1年6月を経過した者に限る。)

イ 障害等級表の3級又は国民年金法施行令別表に定める2級のいずれかに該当する障害のある者(症状が固定している者及び症状が固定してはいないが障害の原因となつた傷病について初めて医師又は歯科医師の診療を受けた後1年6月を経過した者に限る。)。ただし、アに該当する者を除く。

第3章 入院患者日用品費、介護施設入所者基本生活費及び移送費

1 入院患者日用品費

(1) 基準額及び加算額（月額）

基準額	地区別冬季加算額(11月から3月まで)		
	I区及びII区	III区及びIV区	V区及びVI区
23,110円以内	略	略	略

(2) 入院患者日用品費は、次に掲げる者について算定する。

ア 病院又は診療所(介護療養型医療施設を除く。以下同じ。)に1箇月以上入院する者

イ 救護施設、更生施設又は老人福祉法にいう養護老人ホーム若しくは特別養護老人ホームから病院又は診療所に入院する者

ウ 介護施設から病院又は診療所に入院する者

(3) 別表第9 地域の級地区分

1 1級地

(2) 1級地—2

次に掲げる市町村

都道府県別	市 町 村 名
滋賀県	〇〇〇〇市

4 生活保護法による保護の実施要領について(昭和36年4月1日付け厚生省発社第123

号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。)

第8 収入の認定

3 認定指針

(2) 就労に伴う収入以外の収入

ア 恩給、年金等の収入

(ア) 恩給、年金、失業保険金その他の公の給付（地方公共団体又はその長が条例又は予算措置により定期的に支給する金銭を含む。）については、その実際の受給額を認定すること。ただし、(3)のオ、ケ又はコに該当する額については、この限りでない。

第10 保護の決定

保護の要否及び程度は、原則として、当該世帯につき認定した最低生活費と、第8によって認定した収入（以下「収入充当額」という。）との対比によって決定すること。また、保護の種類は、その収入充当額を、原則として、第1に衣食等の生活費に、第2に住宅費に、第3に教育費及び高等学校等への就学に必要な経費に、以下介護、医療、出産、生業（高等学校等への就学に必要な経費を除く。）、葬祭に必要な経費の順に充当させ、その不足する費用に対応してこれを定めること。

5 生活保護法による保護の実施要領について（昭和38年4月1日付け社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）

第7 最低生活費の認定

2 一般生活費

(2) 加算

各加算の取扱いは、次によること。

エ 障害者加算

(ア) 障害の程度の判定は、原則として身体障害者手帳、国民年金証書、特別児童扶養手当証書又は福祉手当認定通知書により行うこと。

(イ) 身体障害者手帳、国民年金証書、特別児童扶養手当証書又は福祉手当認定通知書を所持していない者については、障害の程度の判定は、保護の実施機関の指定する医師の診断書その他障害の程度が確認できる書類に基づき行うこと。

(3) 入院患者の基準生活費の算定について

ア 病院又は診療所（介護療養型医療施設を除く。以下同じ。）において給食を受ける入院患者については、入院患者日用品費が計上される期間に限り基準生活費は算定しないこと。ただし、12月における期末一時扶助費は算定するものとする。

ウ 保護受給中の者について、入院期間が1か月未満であるため入院患者日用品費を算定しない場合は、一般生活費の認定の変更（各種加算の額の変更を含

む。)を要しないものとする。

エ 保護受給中の者が月の途中で入院し、入院患者日用品費を算定する場合でオ又はカに該当しないときは、入院患者日用品費は入院日の属する月の翌月の初日から計上すること。この場合、入院月の一般生活費の認定の変更（各種加算の額の変更を含む。）は要しないものとする。

ク 入院患者日用品費は、原則として保護の基準別表第1第3章の1の(1)の基準額の全額（精神活動の減退等により日用品の需要の実態からその全額を必要としないもので、その状態が相当期間持続すると認められるものについては、基準額の85パーセントを標準として必要な額）を計上すること。

第8 収入の認定

1 定期収入の取扱い

(4) 恩給、年金等の収入

ア 恩給法、厚生年金保険法、船員保険法、各種共済組合法、国民年金法、児童扶養手当法等による給付で、1年以内の期間ごとに支給される年金又は手当については、実際の受給額を原則として受給月から次回の受給月の前月までの各月に分割して収入認定すること。

なお、当該給付について1年を単位として受給額が算定される場合は、その年額を12で除した額（1円未満の端数がある場合は切捨）を、各月の収入認定額として差し支えない。

イ 老齢年金等で、介護保険法第135条の規定により介護保険料の特別徴収の対象となるものについては、特別徴収された後の実際の受給額を認定すること。

第10 保護の決定

2 保護の要否及び程度の決定

(8) 最低生活費又は収入充当額の認定を変更すべき事由が事後において明らかとなった場合は、法第80条を適用すべき場合及び(7)のエによるべき場合を除き、当該事由に基づき扶助費支給額の変更決定を行なえば生ずることとなる返納額（確認月からその前々月までの分に限る。）を、次回支給月以後の収入充当額として計上して差し支えないこと。（この場合、最低生活費又は収入充当額の認定変更に基づく扶助費支給額の遡及変更決定処分を行なうことなく、前記取扱いの趣意を明示した通知を發して、次回支給月以後の扶助費支給額決定処分を行なえば足りるものであること。）

6 生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて（昭和38年4月1日付け社保第34号厚生省社会局保護課長通知。以下「昭和38年課長通知」という。）

第7 最低生活費の認定

問 65 局長通知第7の2の(2)のエの(イ)にいう「障害の程度が確認できる書類」

には、精神障害者保健福祉手帳が含まれるものと解して差し支えないか。

答 精神障害者保健福祉手帳の交付年月日又は更新年月日が障害の原因となった傷病について初めて医師の診療を受けた後1年6月を経過している場合に限り、お見込みのお取り扱い扱って差し支えない。この場合において、同手帳の1級に該当する障害は国民年金法施行令（昭和34年政令第184号）別表に定める1級の障害と、同手帳の2級に該当する障害は同別表に定める2級の障害とそれぞれ認定するものとする。

なお、当該傷病について初めて医師の診療を受けた日の確認は、都道府県精神保健福祉主管部局において保管する当該手帳を発行した際の医師の診断書（写しを含む。以下同じ。）を確認することにより行うものとする。

おって、市町村において当該手帳を発行した際の医師の診断書を保管する場合は、当該診断書を確認することにより行うこととして差し支えない。

7 生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて（平成24年7月23日付け社援保発第0723第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知。以下「平成24年課長通知」という。）

6 法第78条の2による費用徴収について（保護金品との調整）

(2)「生活の維持に支障のない」場合について

被保護者に対して支給された保護金品について、一般的に世帯主等に当該世帯の家計の合理的な運営がゆだねられていることから、支出の節約の努力等によって徴収金に充てる金員について生活を維持しながら保護者が捻出することは可能であると考えられる。

具体的に保護金品と調整する金額については、単身世帯であれば5000円程度、複数世帯であれば1万円程度を上限の目安とし、生活保護法による保護の基準（昭和38年厚生省告示第158号）別表第1第1章及び第2章に定める加算（障害者加算における他人介護料及び介護保険料加算は除く。）の計上されている世帯の加算額相当分、就労収入のある世帯の就労収入に係る控除額（必要経費を除く。）相当分を、上限額の目安に加えて差し支えないものとする。（複数の徴収金について保護金品と調整する場合は、徴収金の総額に対して、上記の目安を適用すること。）

生活の維持に支障がないとする徴収金額については、上記によるほか、領収書・レシートなど家計状況や生活状況について可能な限り把握するとともに、被保護者の同意を得た上で、当該被保護世帯の自立の助長についても十分配慮し保護の実施機関にて個別に判断すること。

なお、被保護者に収入がある場合であって最低生活費に収入を充当した結果、住宅扶助、教育扶助の全額又は一部相当額のみが保護費として支給される場合でも、当該保護費支給額が徴収金額を超えるのであれば、保護金品と徴収金を調整することができるものである。

また、納付書等により返還を求める場合には、前述の上限額にかかわらず従前の例により徴収金額を決定して差し支えない。

8 行政手続法（平成5年法律第88号）

(1) 第2条（定義）

四 不利益処分 行政庁が、法令に基づき、特定の者を名あて人として、直接に、これに義務を課し、又はその権利を制限する処分をいう。ただし、次のいずれかに該当するものを除く。

イ 事実上の行為及び事実上の行為をするに当たりその範囲、時期等を明らかにするために法令上必要とされている手続としての処分

ロ 申請により求められた許認可等を拒否する処分その他申請に基づき当該申請をした者を名あて人としてされる処分

ハ 名あて人となるべき者の同意の下にすることとされている処分

ニ 許認可等の効力を失わせる処分であつて、当該許認可等の基礎となった事実が消滅した旨の届出があつたことを理由としてされるもの

(2) 第14条（不利益処分の理由の提示）

1 行政庁は、不利益処分をする場合には、その名あて人に対し、同時に、当該不利益処分の理由を示さなければならない。ただし、当該理由を示さないで処分をすべき差し迫った必要がある場合は、この限りでない。

2 （省略）

3 不利益処分を書面でするときは、前二項の理由は、書面により示さなければならない。

第4 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

(1) 審査請求の趣旨

〇〇〇〇市福祉事務所長の令和3年5月18日付けの審査請求人に対する生活保護変更通知書に関する処分の取消しを求める。

(2) 審査請求の理由

最初私一人暮らしの時には、77,940円の決定通知書だったのに母をひきとり二人暮らしになってから約88,000円ほどだったのに母が一ヶ月以上の入院になり一ヶ月以上の入院の時は、保護費が引かれる事は、知っていますが、今回の決定通知書の金額を見ておどろきました！！一ヶ月63,158円これが私一人分の金額になっています。（スマホ、電気、水道上下、ガス、町費、団地管理費、支払いして残りで、交際費や食費の支払やっっていける自信がありません。

2 処分庁の主張

(1) 令和3年5月12日の審査請求人からの報告により、審査請求人の母が、同年4月

21日に〇〇〇〇病院に入院したことが判明した。これに伴い、同年5月13日に同年5月1日付けで審査請求人の母の基準生活費を居宅から入院患者に変更したものである。遡及変更に伴い生じた過支給額の16,930円については、審査請求人に説明した上で、返還方法について了解を得て決定したもので、同年6月分に5,730円を収入充当し、同年7月分と同年8月分にそれぞれ5,600円を収入充当するものである。

(乙第1号証、乙第2号証、乙第3号証、乙第4号証、乙第5号証、乙第6号証) 今回の処分に係る処分通知について、同年6月分以降の保護費を変更する処分の通知として発出した。そのことは通知の「1 保護の種類及び支給額」に記載されている。なお、同年6月分と同年7月分と同年8月分の収入充当については、通知の「4 変更の理由」に記載されている。

- (2) 令和3年5月1日付けの審査請求人世帯に対する生活保護変更決定は、審査請求人の母の基準生活費を居宅から入院患者へ変更するものであり、「厚生労働省社会・援護局長通知第7-2(3)入院患者の基準生活費の算定について エ」を適用したものである。当該変更に伴い発生した過支給額の16,930円について、同年6月分に5,730円を収入充当し、同年7月分と同年8月分にそれぞれ5,600円を収入充当したことについては、「厚生労働省社会・援護局長通知第10-2保護の要否及び程度の決定(8)」を適用したものである。ともに生活保護法による保護の基準と、生活保護法による保護の実施に合致した適法な決定である。(乙第4号証、乙第5号証) なお、当該変更に伴う過支給額を3分割で収入充当することについて、事前に審査請求人に説明の上、理解を得たものであり、事前に十分な説明責任を果たした上での変更決定であることを申し添えるものである。(乙第1号証)

第5 審理員意見書の要旨

1 意見の趣旨

本件審査請求は、行政不服審査法第45条第2項の規定により、棄却されるべきである。

2 理由

(1) 生活保護費算定額の違法性および不当性について

法は保護の程度について、「保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。」(法第8条第1項)と規定し、また、保護の基準について、「前項の基準は、要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであつて、且つ、これをこえないものでなければならない。」(同条第2項)と規定している。

これら法の規定を受けて、厚生労働大臣は、保護の基準を定めており、その中で、年齢別、世帯人員別および地域別に区分した基準生活費ならびに加算等の最低生活

費を規定している。

また、保護の程度であるところの法第8条第1項の規定にいう「その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分」の具体的な内容については、法定受託事務の処理基準として定められた次官通知第10において「当該世帯につき認定した最低生活費と、第8によって認定した収入（以下「収入充当額」という。）との対比によって決定すること。」と規定しており、生活保護費の額は、最低生活費から収入充当額を差し引いた額となる。

以下、本件処分に係る保護の変更の時期である令和3年5月1日の時点における同年6月分の最低生活費の額と収入充当額について、保護の基準ならびに法定受託事務の処理基準として定められた次官通知、局長通知および課長通知に照らして、検討する。

ア 審査請求人世帯の最低生活費の額について

(ア) 生活扶助基準に基づく一般生活費の額

a 基準生活費（保護の基準別表第1第1章1）

審査請求人世帯は審査請求人とその母の二人世帯であるが、下記cのとおり、審査請求人の母の1箇月を超える入院のため、保護の基準別表第1第1章1(2)ウおよび局長通知第7の2(3)ア本文により、同人について基準生活費の算定はされないこととなる。

したがって、審査請求人世帯の基準生活費は、審査請求人一人の世帯として算定することとなるため、1級地-2に居住する〇〇〇〇歳の一人世帯について保護の基準別表第1第1章1を適用し、

「

$$46,030（第1類費） \times 1.0000（逓減率） + 27,690（第2類費） + 210（経過的加算） = 73,930 \text{ 円}$$

（※10円未満の端数は、当該端数を10円に切り上げる。）

」と

なる。

b 障害者加算（保護の基準別表第1第2章2）

審査請求人は等級2級の精神障害者保健福祉手帳を保有する者であり（乙第7号証）、保護の基準別表第1第2章2の(1)および(2)イならびに昭和38年課長通知第7の65により、国民年金法施行令別表に定める2級の障害のある者として17,870円が加算される。

c 入院患者日用品費（保護の基準別表第1第3章1）

審査請求人の母は、令和3年4月21日から病院に入院しており、かつその期間が1箇月を超える（乙第1号証および乙第8号証）ため、保護の基準別表第1第3章1の(1)および(2)アならびに局長通知第7の2(3)のエおよびクによ

り、同年5月分から入院患者日用品費として基準額 23,110 円が加算される。

d 一般生活費の合計額

以上より、保護の基準により審査請求人世帯について認められる一般生活費の額は114,910円(=73,930円+17,870円+23,110円)となる。

(イ) 住宅扶助基準に基づく住宅費の額

審査請求人の世帯の住宅費は本件処分直前の保護変更決定の額と変更はなく14,400円であり(甲第1号証ならびに乙第2号証、乙第3号証および乙第9号証)、この点に争いはない。

(ウ) 最低生活費の合計額

以上より、保護の基準により審査請求人世帯について認められる最低生活費の額は129,310円(=114,910円+14,400円)となる。

イ 審査請求人世帯について認定される収入充当額について

(ア) 定期の収入について

審査請求人の世帯の収入認定額は本件処分直前の保護変更決定の額と変更はなく(乙第2号証)、審査請求人の母の老齢基礎年金41,545円(乙第10号証)と年金生活者支援給付金6,227円(乙第10号証)から介護保険料の特別徴収額1,750円(乙第11号証)を控除した46,022円(=41,545円+6,227円-1,750円)である。

(イ) 過支給額の収入充当について

令和3年4月21日に入院した審査請求人の母については、局長通知第7の2(3)のア本文およびエにより、同年5月分から、入院患者日用品費が計上され、かつ基準生活費が計上されないこととなる。

したがって、同年5月分の審査請求人世帯の最低生活費も本来であれば、本件処分における同年6月分以降の最低生活費と同様に129,310円となるはずのところ、審査請求人世帯の同年5月分の最低生活費については従前146,240円の認定がされていたため(乙第2号証)、同年5月分の生活保護費について16,930円(=146,240円-129,310円)の過支給が生じていることになる。

このような過支給については局長通知第10の2(8)前段により次回支給月以後の収入充当額として計上することができる場所、上記のとおり生じた過支給額16,930円のうち5,730円が、同年6月分の収入として充当されている(甲第1号証ならびに乙第2号証および乙第3号証)。

(ウ) 収入充当額の合計

以上より、審査請求人世帯の令和3年5月1日時点での同年6月分の収入充当額は51,752円(=46,022円+5,730円)となる。

ウ 生活保護費の額について

保護の基準により算定された最低生活費129,310円から、審査請求人世帯について認定される6月分の収入充当の額51,752円を控除した額は77,558円であり、本

件処分により決定された生活保護費の額と一致している。

したがって、本件処分は生活保護法第8条第1項の委任により定められた保護の基準および法定受託事務の処理基準として定められた次官通知等に基づくものであり、違法または不当な点があるとはいえない。

エ 令和3年5月分の生活保護費の額が減額変更されていない点について

令和3年5月分の審査請求人世帯の最低生活費についても、上記イ(イ)のとおり129,310円に減額変更することは可能である。

もっとも、本件処分のように同年5月分の遡及変更決定処分を行うことなく、同年5月分の過支給額を次回支給月である同年6月分以降の収入充当額として計上する本件処分の処理方法も、局長通知第10の2(8)後段により認められている。

したがって、同年5月分の生活保護費の額が減額変更されていないことについても、違法または不当な点があるとはいえない。

(2) 審査請求人の主張についての検討

審査請求人は、令和2年6月に母と同居していた際の保護決定(変更)通知書(甲第2号証)および平成21年10月の審査請求人が一人世帯であった際の保護決定(変更)通知(甲第3号証)を証拠として提出しており、本件処分により決定された生活保護費がこれらの時点の生活保護費と比較して減額され過ぎていると主張しているものと考えられる。そこで、本件処分とこれらの時点の生活保護費との比較について、具体的な増減の内容を示しつつ以下検討する。

ア 令和2年6月時点の生活保護費との比較

本件処分時の生活保護費と、審査請求人が母と同居していた令和2年6月時点の生活保護費を比較すると、約22,000円の減額が生じている(甲第1号証および甲第2号証)。

令和2年6月時点の1級地-2に居住する〇〇〇〇歳と〇〇〇〇歳の二人世帯の基準生活費は113,180円である(乙第2号証)。一方、上記(1)ア(ア)aおよびcのとおり令和3年6月時点の1級地-2に居住する〇〇〇〇歳の一人世帯の基準生活費73,930円と入院患者日用品費23,110円の合計額は97,040円である。したがって、その差額約16,000円が減額となっている。

また、上記(1)イ(イ)のとおり、令和3年5月分の生活保護費について過支給となった約17,000円のうち約6,000円が収入充当されており、その額が減額となっている。

したがって、本件処分時の生活保護費と令和2年6月時点の生活保護費を比較すると約22,000円の減額が生じているが、その変更内容は保護の基準および次官通知等に沿ったものであって、その差額が生じた原因は合理的に説明できるものであり、違法または不当な点があるとは認められない。

イ 平成21年10月時点の生活保護費との比較

本件処分時の生活保護費と、審査請求人が一人世帯であった平成21年10月の生活保護費を比較すると、約15,000円の減額が生じている（甲第1号証および甲第3号証）。

その要因は次のとおりである。

（ア）増額要因

審査請求人は等級2級の精神障害者保健福祉手帳を取得したことにより、上記(1)ア（ア）bのとおり、障害者加算約18,000円が増額となっている。

また、審査請求人の母が入院したことにより、上記(1)ア（ア）cのとおり、入院患者日用品費約23,000円が増額となっている。

（イ）減額要因

まず、平成21年10月時点の1級地-2に居住する〇〇〇〇歳の一人世帯の基準生活費は77,940円である（乙第2号証）一方、上記(1)ア（ア）aのとおり令和3年6月時点の1級地-2に居住する〇〇〇〇歳の一人世帯の基準生活費は73,930円であり、その差額約4,000円が減額となっている。なお、この減額の理由は保護の基準の改定によるものであると考えられる。

次に、審査請求人の母の老齢基礎年金等の定期収入約46,000円が収入充当されており、その額が減額となっている。

また、上記(1)イ（イ）のとおり、令和3年5月分の生活保護費について過支給となった約17,000円のうち約6,000円が収入充当されており、その額が減額となっている。

（ウ）小括

以上のとおり、本件処分時の生活保護費と平成21年10月時点の生活保護費を比較すると約15,000円の減額が生じているが、その変更内容は保護の基準および次官通知等に沿ったものであって、その差額が生じた原因は合理的に説明できるものであり、違法または不当な点があるとは認められない。

ウ まとめ

上記アおよびイで検討したとおり、本件処分時の生活保護費が、令和2年6月時点の生活保護費および平成21年10月時点の生活保護費と比較して減額され過ぎているとの審査請求人の主張は、その差額の生じた原因がいずれも合理的に説明できることから、採用することはできない。

(3) その他、本件処分に違法または不当な点は認められない。

3 よって、本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法第45条第2項の規定により、棄却されるべきである。

第6 審査庁の裁決の考え方

本件審査請求に係る処分を棄却する。理由は、審理員意見書「第4 理由」記載のとおり

り。

第7 審査会の判断

1 審理員の審理手続について

本件審査請求については、審査請求人に対する「弁明書の送付および反論書等の提出について」の通知および「審理手続の終結等について」の通知などのおり審理員による審理手続は適正に行われたものと認められる。

2 審査会の判断理由について

(1) 生活保護費の算定について

法は、「この法律により保障される最低限度の生活は、健康で文化的な生活水準を維持することができるものでなければならない。」(第3条)と規定した上で、保護の程度について、「保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。」(第8条第1項)と規定し、また、保護の基準について、「前項の基準は、要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであって、且つ、これをこえないものでなければならない。」(同条第2項)と規定している。

これら法の規定を受けて、厚生労働大臣は、保護の基準を定めており、その中で、年齢別、世帯人員別および地域別に区分した基準生活費ならびに加算等の最低生活費を規定している。

また、保護の程度であるところの法第8条第1項の規定にいう「その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分」の具体的な内容については、法定受託事務の処理基準として定められた次官通知第10において「当該世帯につき認定した最低生活費と、第8によって認定した収入(以下「収入充当額」という。)との対比によって決定すること。」と規定しており、生活保護費の額は、最低生活費から収入充当額を差し引いた額となる。

以下、本件処分に係る保護の変更の時期である令和3年5月1日の時点における同年6月分の最低生活費の額と収入充当額について、保護の基準ならびに法定受託事務の処理基準として定められた次官通知、局長通知および課長通知に照らして、検討する。

ア 審査請求人世帯の最低生活費の額について

本件処分時において審査請求人世帯について認定できる令和3年6月分の最低生活費は、「第5 審理員意見書の要旨」の2の(1)のアにあるとおり、基準生活費73,930円(保護の基準別表第1第1章1)、障害者加算17,870円(保護の基準別表第1第2章2)、入院患者日用品費23,110円(保護の基準別表第1第3章1)、住宅扶助費14,400円(甲第1号証、乙第2号証、乙第3号証、乙第9号証)の合計129,310円である。

イ 審査請求人世帯について認定される収入充当額について

審査請求人世帯について認定される収入充当額については「第5 審理員意見書の要旨」の2の(1)のイにあるとおり、本件処分直前の保護変更決定の額と変更はなく(乙第2号証)、審査請求人の母の老齢基礎年金41,545円(乙第10号証)と年金生活者支援給付金6,227円(乙第10号証)から介護保険料の特別徴収額1,750円(乙第11号証)を控除した46,022円である。

令和3年4月21日に入院した審査請求人の母については、局長通知第7の2(3)のア本文およびエにより、同年5月分から、入院患者日用品費が計上され、かつ基準生活費が計上されないこととなるため、同年5月分の審査請求人世帯の最低生活費も本来であれば、本件処分における同年6月分以降の最低生活費と同様に129,310円となるはずのところ、審査請求人世帯の同年5月分の最低生活費については従前の146,240円の認定がされていたため(乙第2号証)、同年5月分の生活保護費について16,930円の過支給が生じていることになる。

このような過支給については局長通知第10の2(8)前段により次回支給月以後の収入充当額として計上することができるところ、上記のとおり生じた過支給額16,930円のうち5,730円が、同年6月分の収入として充当されている(甲第1号証、乙第2号証、乙第3号証)。

以上から、審査請求人世帯の令和3年5月1日時点での同年6月分の収入充当額は51,752円となる。

ウ 生活保護費の額について

保護の基準により算定された最低生活費129,310円から、審査請求人世帯について認定される6月分の収入充当の額51,752円を控除した額は77,558円であり、本件処分により決定された生活保護費の額と一致しており、本件における生活保護算定額は、生活保護法第8条第1項の委任により定められた保護の基準および法定受託事務の処理基準として定められた次官通知等に基づくものであり、違法または不当な点があるとはいえない。

(2) 過支給額を3分割にして収入充当したことについて

本件において、審査請求人の母の入院により生じた過支給額を3分割にして収入充当したことの合理性について検討する。局長通知第8の1の(2)において「(1)から(4)までに該当する収入以外の収入はその全額を当該月の収入として認定すること。ただし、これによることが適当でない場合は、当該月から引き続く6箇月以内の期間にわたって分割認定するものとする。」との規定があり、また、平成24年課長通知の6の(2)において「具体的に保護金品と調整する金額については、単身世帯であれば5000円程度、複数世帯であれば1万円程度を上限の目安と」するとの規定がある。

本件においては、3か月にわたって収入充当がなされているが、これは局長通知に定める基準の範囲内である。また、本件においては審査請求人の母が入院しているものの、

審査請求人世帯は複数世帯であるため、平成 24 年課長通知の規定から、収入充当の額としては 1 万円程度が上限の目安となるが、本件では一月当たり 5,700 円程度となっており、収入充当の額は平成 24 年課長通知に定める基準の範囲内である。

以上のことから、本件において、過支給額を 3 分割にして収入充当したことは、局長通知および平成 24 年課長通知の規定から、不合理なものとはいえない。

(3) 理由の提示の程度について

ア 生活保護法は、保護の実施機関は、保護の変更を必要とすると認めるときは決定を行い、書面によって被保護者に通知しなければならないと、その通知書には理由を付さなければならないとし（法第 24 条第 4 項および第 25 条第 2 項）、行政手続法は、不利益処分をする場合には、名宛人に対し、当該不利益処分の理由を示さなければならない旨を規定している（行政手続法第 14 条第 1 項）。

イ 行政処分における理由の提示の内容および程度については、いずれの法律にも特段の定めはないものの、行政手続法第 14 条第 1 項に基づく理由の提示の内容および程度については、最高裁判所平成 23 年 6 月 7 日第三小法廷判決（民集 65 卷 4 号 2081 頁）によれば、「不利益処分をする場合に同時にその理由を名宛人に示さなければならないとしているのは、名宛人に直接に義務を課し又はその権利を制限するという不利益処分の性質に鑑み、行政庁の判断の慎重と合理性を担保してその恣意を抑制するとともに、処分の理由を名宛人に知らせて不服の申立てに便宜を与える趣旨に出たものと解される」、「同項本文に基づいてどの程度の理由を提示すべきかは、上記のような同項本文の趣旨に照らし、当該処分の根拠法令の規定内容、当該処分に係る処分基準の存否及び内容並びに公表の有無、当該処分の性質及び内容、当該処分の原因となる事実関係の内容等を総合考慮してこれを決定すべきである」とされている。

また、同判決では、①いずれの処分を選択するかは処分行政庁の裁量に委ねられていること、②処分基準が公にされていること、③処分基準の内容が複雑なものであることを指摘し、さらに④重大な不利益処分であることについても言及した上で、「処分の原因となる事実と、・・・処分の根拠法条とが示されているのみで、本件処分基準の適用関係が全く示されておらず、その複雑な基準の下では、上告人 X 1 において、上記事実及び根拠法条の提示によって処分要件の該当性に係る理由は相応に知り得るとしても、いかなる理由に基づいてどのような処分基準の適用によって免許取消処分が選択されたのかを知ることはできないものといわざるを得ない。このような本件の事情の下においては、行政手続法 14 条 1 項本文の趣旨に照らし、同項本文の要求する理由提示としては十分でないといわなければならない、本件免許取消処分は、同項本文の定める理由提示の要件を欠いた違法な処分であるというべきであって、取消しを免れないものというべきである。」と判示されている。

ウ なお、行政手続法第 14 条第 1 項に基づく理由の提示の内容および程度について、東京高等裁判所平成 25 年（行コ）第 39 号判決によれば、「・・・しかしながら、本

件各処分は、保護基準の改定に伴って、当該基準どおりの処分を行うものであり、・・・上記通知書の記載とそれ以前の通知書を見るなどすれば、少なくとも通知を受けた段階で、保護基準の改定により給付が減額されることは判明し、さらに平成17年3月31日には改定された保護基準の内容が告示により明らかにされていること(乙40の1)にも鑑みれば、保護者による不服申し立ての便宜を著しく損なうものであったとまでいうことはできない。したがって、上記各通知書に保護基準変更の理由として「基準改定」としか記載されていなかったからといって、それによって法が通知書に理由を提示しなければならないとした趣旨を没却し、また、行政手続法14条1項の要件を欠くものとして、違法であると評価することはできない。」と判示されている。

エ これを本件処分についてみると、本件処分の通知書における「4 変更の理由」欄には、「〇〇〇〇の入院による(4月21日～〇〇〇〇病院)」との記載に加え、入院に伴い発生した過支給額の取扱いとして、3か月間にわたって収入充当することが記載されているため、このような理由の記載が、法律が求める理由の提示の基準を満たしているか否かについて検討する。

本件処分における最低生活費の変更は、審査請求人の母の入院という事実を処分基準に照らして行われたことから、処分庁による恣意的な判断が介入するおそれは想定しがたい。生活保護に係る処分基準は、告示された保護の基準以外にも次官通知、局長通知、課長通知等が存在するが、これらの基準は公表されており、また、本件処分において、審査請求人の母の入院については審査請求人による報告があり(乙第1号証)、入院による支給額の変更と過支給の発生については審査請求書にあるとおり審査請求人においても知るところである。

過支給額の取扱いに関しては、処分庁は事前に、審査請求人に対して説明を行っており、また、上記局長通知や平成24年課長通知が公にされているものであることも踏まえると、審査請求人は本件処分の適用関係について、一定知ることができると思料される。したがって、本件処分の通知の記載は、法律が求める理由の提示として不十分なものとはいえず、違法であるとは認められない。

3 付言

- (1) 本件通知書には処分の根拠法条が記載されていないが、処分の根拠法条は、前掲最高裁判所平成23年6月7日第三小法廷判決ほか一連の最高裁判例によっても必ず理由の中に付さなければならないとされているところ、今後は書式を変更するなどして必ず記載されたい。
- (2) 審査請求人の母の入院による最低生活費の減額については、審査請求人も知るところであり、また、処分庁は、審査請求人に対して、過支給額を3分割にして収入充当することについて、事前に審査請求人に説明の上、本件処分を行っているが、審査請求人

においては、最低生活費の減額と収入充当が行われた際の具体的な支給額について十分に了知していなかったものと思われるため、今後、処分庁においては、より丁寧な説明を行うよう努められたい。

4 結論

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断するものである。

第8 審査会の経過

当審査会は、本件審査請求について、次のとおり調査審議を行った。

年 月 日	審 査 の 内 容
令和3年11月5日	・審査庁から諮問を受けた。
令和4年9月9日 (第29回審査会)	・審査会事務局から事案の説明を受けた。
令和4年12月19日 (第30回審査会)	・事案の審議を行った。
令和5年3月13日 (第31回審査会)	・審査庁から口頭説明を受けた。 ・答申の方向性について審議を行った。
令和5年12月8日 (第32回審査会)	・答申案について審議を行った。

滋賀県行政不服審査会第一部会

委員（部会長） 西 川 真美子

委員 田 中 良 弘

委員 大 谷 雅 代